

5 傾斜路

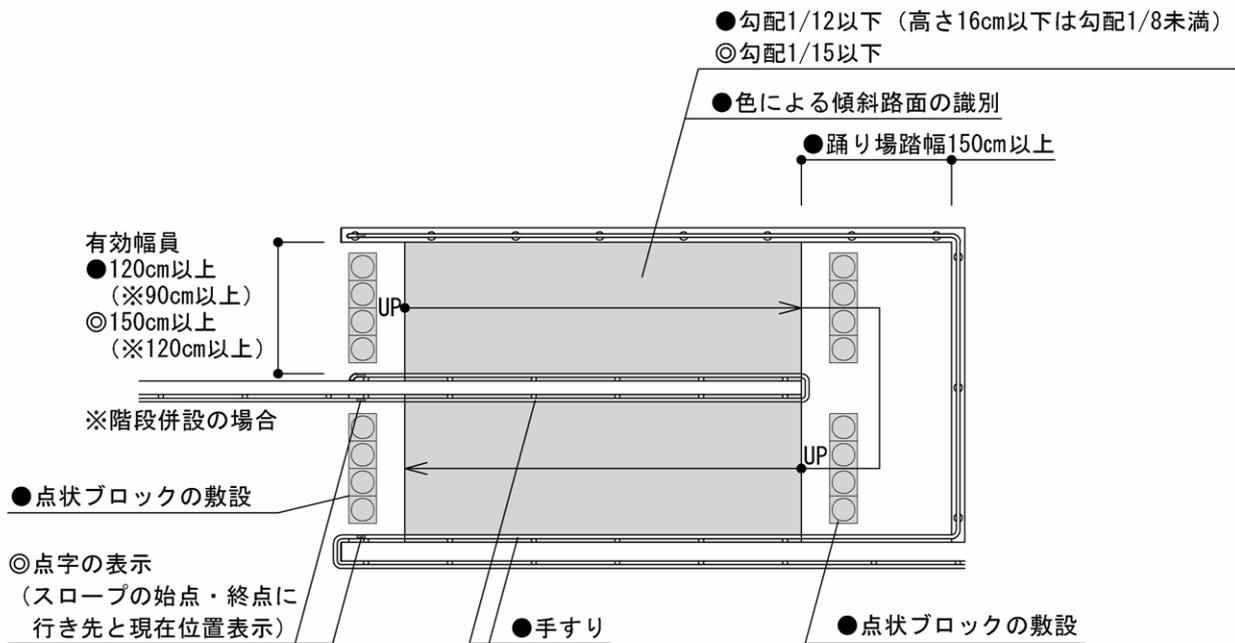
【基本的な考え方】

傾斜路は、やむを得ず高低差を生じる箇所に設置する必要があり、段差の通行が不可能な車椅子使用者のほか、高齢者やベビーカーの利用者などが安全に通行できる勾配や幅員を確保する必要があります。また、滑りやすく、転倒の危険があるため、表面の仕上げや、転倒防止の措置を講ずる必要があります。

- ◇ 幅員の確保
車椅子使用者は、狭い幅員の通行や狭いスペースでの方向転換が困難な場合があるため、他の利用者とのすれ違いを考慮した幅員の確保や方向転換等のための踊場の設置が必要です。
- ◇ 安全に通行できる勾配の確保
車椅子使用者は、急傾斜を自力で通行することが困難な場合があるため、自力で安全に通行できる勾配の確保が必要です。
- ◇ 手すりの設置
高齢者や肢体不自由者（下肢）は、歩行が困難である場合や転倒しやすくなるという傾向があるため、滑りにくい材料での仕上げや、歩行の補助のための手すりの設置が必要です。肢体不自由者（下肢）などは、左右で障害の程度が異なる場合があるため、手すりは両側に設けられていることが望まれます。
- ◇ 傾斜の警告
視覚障害者は、傾斜の認知や識別が困難な場合があるため、警告用の点状ブロック等を敷設することや、傾斜路を周囲との違いが分かりやすい色とすることが必要です。

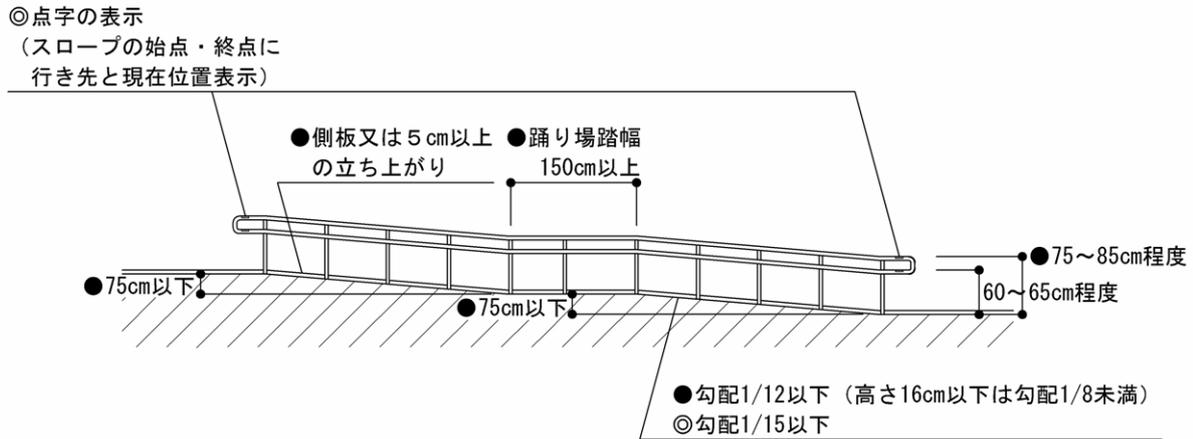
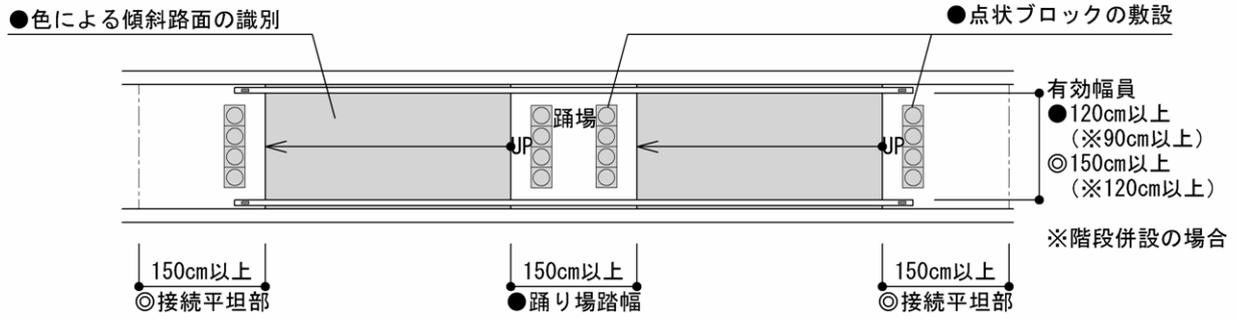
整備基準		規模 限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の5）			
傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。		
滑りにくい仕上げ	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。		
手すりの設置	イ 勾配が20分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75cmから85cmまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。		図Ⅲ-5-2
傾斜路の識別	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。		図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
側板又は立ち上がりの設置	エ 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5cm以上の立ち上がりを設けるものであること。		図Ⅲ-5-2
傾斜の警告	オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあっては、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (イ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分 (エ) 当該踊場が、踏幅150cm未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分	—	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
傾斜路 (高齢者等利用経路)	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1)のアからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。		
有効幅員	ア 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上であること。	●	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
勾配	イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。		図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
踊場の設置	ウ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けるものであること。	—	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2

推奨事項		備考
施設整備		
傾斜路	高齢者等が利用する傾斜路は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
有効幅員	・幅は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段に併設するものにあつては120cm以上であること。	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
勾配	・勾配は、15分の1を超えないものであること。	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
手すりの設置	・勾配が20分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるものであること。	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
手すり端部	・手すりの端部の付近に、傾斜路の通ずる行き先及び現在位置を点字・浮き彫り文字等の併用により表示し、端部の形状は壁又は床面に対して曲げ、衣服の袖などが引っ掛からないようにすること。 ・傾斜路が終わる部分には転倒防止や移動補助の観点から水平な部分を設けること。	図Ⅲ-5-1 図Ⅲ-5-2
踊場の設置	・傾斜路のうち、曲がる部分や、他の傾斜路と交差する部分には、傾斜路の高低差にかかわらず、踏幅が150cm以上の踊場を設けるものであること。	図Ⅲ-5-1
管理運営		
通行路の確保	・通行の妨げとなる物を置かないこと。	



図Ⅲ-5-1 傾斜路（折り返し）

●：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項



図Ⅲ-5-2 傾斜路 (直進)

- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項